

府中市障害者等地域自立支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)第9条の規定に基づき、府中市障害者等地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次号において「法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者 4人以内
- (3) 法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者 4人以内
- (4) 障害者若しくは障害児又はその家族等 6人以内
- (5) 社会福祉関係団体の構成員 1人
- (6) 関係行政機関の職員 2人

(平29規則12・令3規則7・令5規則32・令7規則2一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会の部会(以下この条において「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月12日規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月11日規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月31日規則第32号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和7年3月4日規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。